

令和4年度 「東京手仕事」

商品開発プロジェクト

～新たな「東京の伝統工芸品」の開発支援～

応募要領 (製作者版)



応募期間	応募方法
4/7 (木)～4/22 (金)	参加申込書を会社に郵送 または電子メールにて送付 ※4/22 (金) 必着

○お問い合わせ先



総合支援部 城東支社 「東京手仕事」商品開発事務局

〒125-0062

東京都葛飾区青戸7-2-5

TEL: 03-5680-4631

e-mail: craft@tokyo-kosha.or.jp

URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html>

公社 商品開発



目次

1. 事業概要	
1-1 「東京手仕事」概要	1
1-2 「商品開発」プロジェクトの目的と範囲	1
1-3 本事業のスケジュール	2
2. 応募概要	
2-1 応募資格	3
2-2 応募方法	3
2-3 応募における確認事項	3
2-4 参加決定	4
3. 支援の流れ	
3-1 商品開発アドバイザーの配置	5
3-2 工房見学	5
3-3 ビジネスパートナーの参加者募集	5
3-4 ビジネスパートナー書類選考	5
3-5 マッチング会	5
3-6 開発チーム組成報告書の提出	5
3-7 商品開発計画書の提出	6
3-8 試作品及び試作報告書の提出	6
3-9 完成品及び商品開発完了報告書の提出	6
3-10 完成品認定会議／普及促進支援商品選定委員会	6
3-11 普及促進プロジェクトでの支援	7
4. 支援の内容	
4-1 支援体制	8
4-2 支援内容	8
4-3 商品の知的財産権について	9
5. その他本事業に関する事項	
5-1 表彰	9
5-2 商品発表会	10
5-3 伝統工芸品について知りたい方へ	10
5-4 知的財産について相談したい方へ	10
5-5 個人情報の取り扱い	10

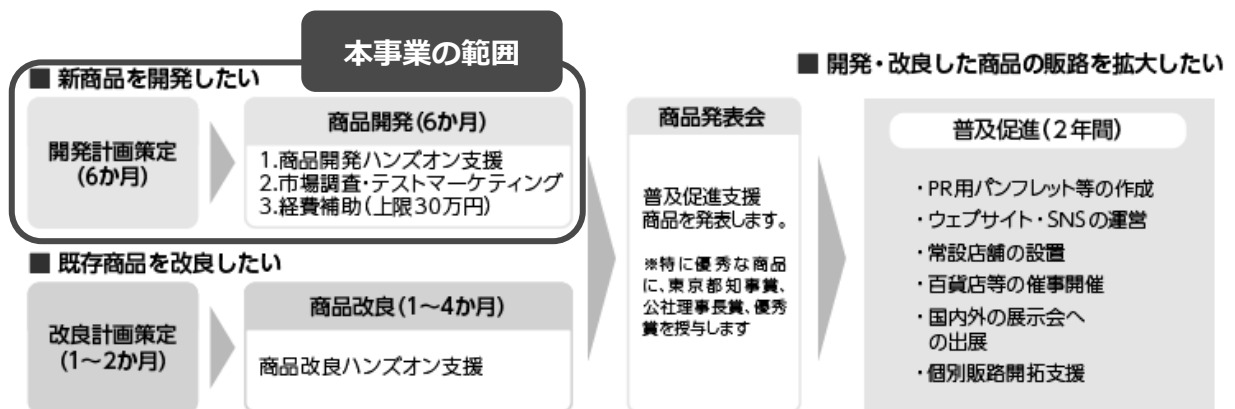
1. 事業概要

1-1 「東京手仕事」概要

東京の伝統工芸の技術を活用しながら、異業種との連携によって、時代に合った商品を開発する取り組みの支援や、展示会への出展及び各種プロモーション、マーケティング支援等による国内外への普及促進を総合的に実施します。

1-2 「商品開発」プロジェクトの目的と範囲

「商品開発」プロジェクト（以下「本事業」という。）は、伝統工芸品の職人等（以下「製作者」という。）が、異業種との協働により、現代のライフスタイルに合った商品の開発を支援することで、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、東京の伝統工芸品産業の活性化に寄与することを目的とします。



1-3 本事業のスケジュール



※スケジュールの詳細はP. 5記載の『3. 支援の流れ』で詳しく解説します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、スケジュール変更の可能性があります。

【応募期間】

令和4年4月7日 (木) から4月22日 (金) まで

【商品開発期間】

開発チーム組成報告書の提出日から令和5年2月28日 (火) まで

【経費補助対象期間】

商品開発計画書の提出日から令和5年2月28日 (火) まで

2. 応募概要

2-1 応募資格

応募資格は、a)～d) のいずれかを満たす必要があります。

- a) 東京都知事が指定する伝統工芸品（☞P. 10 5-3）を製作しており、かつ、都指定品目の産地組合等に所属する事業者
- b) 東京都知事が指定する伝統工芸品と同等の技術又は技法及び原材料を使用して伝統工芸品を製作しており、かつ、東京都又は都内区市町村から認定されている事業者
- c) 葛飾区等、都内区市町村が指定する伝統工芸品を製作する事業者
- d) 上記 a)～c) のいずれかを満たす製作者を代表者とする共同製作グループ

※ 応募資格を満たす方でも、令和3年度の本事業に参加し、令和4年度の「普及促進プロジェクト」の支援を受けている方は応募できません。

※ ビジネスパートナーに応募を希望される方は「応募要領（ビジネスパートナー版）」をご覧ください。

2-2 応募方法

応募を希望する製作者は、参加申込書を記入例（☞P. 11）を参照の上で作成し、受付期間内に下記の郵送先もしくはメール送信先にご提出下さい。

（受付期間：令和4年4月7日（木）～令和4年4月22日（金）必着）

【郵送先】

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5
公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社
「東京手仕事」 商品開発事務局 宛

【メール送信先】

craft@tokyo-kosha.or.jp
「東京手仕事」 商品開発事務局 宛

※件名に「商品開発申込」と記入して下さい。

2-3 応募における確認事項

応募前に下記 a)～d) を必ずご確認ください。

- a) 応募要領に記載された事項以外に疑義が生じた場合、公社の判断により参加の可否を決定します。また、応募の撤回はできますが、応募にかかった費用は応募者負担となります。
- b) 応募者及び応募に関する内容が、以下に該当する場合、支援対象外となります。
 - ・ 虚偽のもの
 - ・ 誹謗中傷を含むもの
 - ・ 著作権その他第三者の権利を侵害しているもの

- ・ 公序良俗その他法令の定めに反するもの
- ・ 反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合
- c) 上記 b) に該当することが支援決定後に判明した場合は支援を取り消します。また、その時点で公社が支払い済みの費用等が発生していた場合、返還を求めることがあります。なお、支援取り消しにより生ずる損害等について、公社は一切の責任を負いません。
- d) 提出された書類一式は返却致しませんので、予めご了承下さい。

2-4 参加決定

- ・ 参加申込書の内容に基づき、参加資格を満たしている方を支援の対象とします。
- ・ 参加者として決定した際は、書面にてその旨を通知します。
- ・ 参加製作者の上限は 20 者程度を予定しています。
- ・ 応募者多数の場合は、過去に商品開発プロジェクトに参加したことのない方を優先します。
- ・ 製作者受付期間終了時に定員に達していない場合は、追加募集を行うことがあります。

3. 支援の流れ

3-1 商品開発アドバイザーの配置

参加が決定した製作者に対して、専任の商品開発アドバイザーを配置します。商品開発アドバイザーは、チームを組むビジネスパートナーの選考から、商品開発期間中の助言・指導並びに進行管理までを一貫支援します。商品開発アドバイザーと連携して本事業を推進して下さい。

なお、商品開発アドバイザーは、製作者の意思決定に対する助言を行うものであり、各種報告書の作成等の業務を代行するものではありません。最終判断・行動等は製作者の責任にてお願いします。

3-2 工房見学

協働製作するビジネスパートナーに対して、伝統工芸の技術・技法や工程について理解を深めることを目的に、製作者や工房を紹介する工房見学（製作者紹介動画作成・配信）を行います。ビジネスパートナーから提案を受けるため、製作者の業務内容の紹介や、本事業で取り組みたいことなどを動画やPRシートを活用して伝えて頂きます。

3-3 ビジネスパートナーの参加者募集

工房見学の動画配信と同時に本事業への参加を希望するビジネスパートナーを募集します。

ビジネスパートナー募集期間：令和4年5月23日（月）～令和4年6月24日（金）

3-4 ビジネスパートナー書類選考

商品開発アドバイザーとともに、ビジネスパートナーより提出された書類をもとに書類選考を行い、マッチング会での面談予定者を決定します。ビジネスパートナーからは、自己紹介シートとオファーシート（デザイン案又は商品企画案を最低1案含む）が提出されます。

3-5 マッチング会

製作者と商品開発で協働を検討したいビジネスパートナーのマッチング会を令和4年7月19日（火）～7月22日（金）に開催します。面談は1コマ30分程度とし、公社が提供する会場にて実施します。

スケジュールの都合上、面談時間に大きなあきが生じる場合がございます。

3-6 開発チーム組成報告書の提出

マッチング会での面談結果を踏まえ、ともに商品開発を行うビジネスパートナーを決めた製作者は、開発チーム組成報告書を令和4年7月29日（金）までにご提出頂きます。

開発チームとは製作者、ビジネスパートナー、商品開発アドバイザーの3者で構成されます。

製作者1者に対しビジネスパートナー1者で開発チームを組成し、両者ともに複数のチーム組成をすることはできません。

複数の製作者が同じビジネスパートナーを希望した場合、ビジネスパートナーに選択して頂きます。

3-7 商品開発計画書の提出

組成された開発チームは令和4年8月31日（水）までに開発する商品の概要や商品完成までの予定等を記入した商品開発計画書をご提出頂きます。

「商品開発計画書」策定後すみやかに商品開発に着手して下さい。

◎知的財産権の移転

商品に関するすべての知的財産権は、商品開発計画書策定後、公社からビジネスパートナーへ一定の対価をお支払いすることにより、一時的に公社に移転します。また、その知的財産権は、商品開発期間終了後、製作者に移転します。

ただし、ビジネスパートナーが商品開発計画策定以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができます。

3-8 試作品及び試作報告書の提出

令和4年10月31日（月）までに試作品及び試作報告書を提出して頂きます。

ご提出頂いた試作品は、テストマーケティング等に活用しますので令和5年4月以降にご返却しますのでご注意ください。提出後も試作品が開発に必要な場合、試作品を複数ご準備下さい。

3-9 完成品及び商品開発完了報告書の提出

全ての開発活動が完了した開発チームは、令和5年2月28日（火）までに完成品及び商品開発完了報告書を提出して頂きます。

3-10 完成品認定会議／普及促進支援商品選定委員会

公社は、提出された完成品及び商品開発完了報告書に基づき、令和5年3月中旬に完成品認定会議/普及促進支援商品選定委員会を実施し、完成品の認定と普及促進支援商品の選定を行います。

完成品として認定されない場合や普及促進支援に選定されない場合がありますのであらかじめご了承下さい。選考結果は、書面にてお知らせしますが、選考の経過・結果に関するお問い合わせにはお答え致しかねます。

【完成品認定会議】

公社は、完成品認定会議を開催し、その完成品認定を行います。完成品として認定されない場合は、ビジネスパートナーへの委託料をお支払いすることができません。

【普及促進支援商品選定委員会】

完成品認定会議と同時に普及促進商品選定委員会を開催し「普及促進プロジェクト」支援商品の選定を行います。支援商品に選定されなかった場合、完成品について、令和5年4月1日から公表・販売することができます。ただし、「東京手仕事」というプロジェクト名・ブランド名を使用することはできませんのでご注意ください。ご提出頂いた試作品と完成品は令和5年4月以降順次ご返却します。

3-11 普及促進プロジェクトでの支援

「3-10 完成品認定会議／普及促進商品選定委員会」にて完成品として認められ、かつ、一定の評価を得られた10品程度の商品が、「普及促進プロジェクト」の支援を2年間受けられます。

普及促進支援商品に選定された場合、ご提出頂いた完成品を「普及促進プロジェクト」の支援終了までお預かりし、PR・プロモーション活動に使用します。試作品のみ令和5年4月以降順次ご返却します。

【普及促進プロジェクト支援内容】

- ・PR用パンフレット等の作成
- ・ウェブサイト・SNSの運営
- ・常設店舗
- ・百貨店等の催事開催
- ・国内外の展示会への出展
- ・個別販路開拓支援

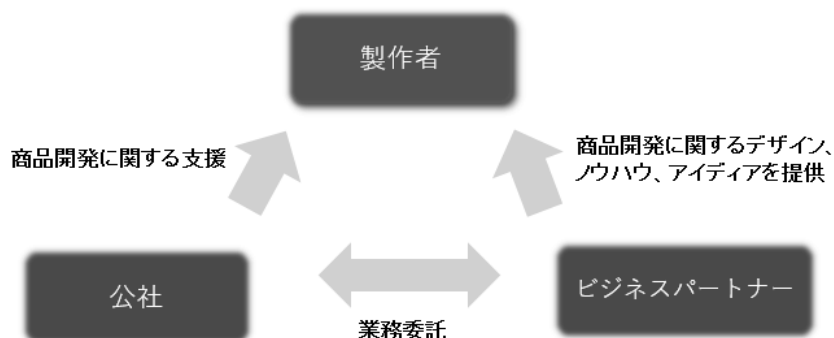
4. 支援の内容

4-1 支援体制

【商品開発チーム 役割】

開発チーム	役割	活動内容
製作者	製作 公社連絡窓口	伝統工芸技術もしくは同等の技術を活かし、新商品を開発
ビジネスパートナー	協働製作	公社の委託先として保有するノウハウを提供し、製作者を支援
商品開発アドバイザー	開発チームのサポート	進捗状況、進行状況に応じた適切な助言

【商品開発チーム 相関図】



4-2 支援内容

本事業では、以下 a)～e) の支援を受けることができます。

a) ハンズオン支援

参加決定後から支援終了まで商品開発アドバイザーによる進行管理や取り組み内容への助言を行います。

b) 市場調査

チーム組成後に、売れる商品づくりのための市場調査活動を行います。具体的には、提出された商品開発計画書等により、開発しようとする商品の類似品調査や消費者意識調査等を行う予定です。

c) テストマーケティング

公社が提供する常設店舗等やキーマン調査で、試作品の反応を得て、商品の仕上げに向けた検証を実施して頂きます。

d) 経費補助

製作者に対し、試作品及び完成品に係る経費を補助します。
「商品開発計画書」提出日から令和5年2月28日（火）までに発注・納品・支払いが完了した経費で、製作者が支払った下記「対象経費」のみ補助対象となります。

経費補助額	補助率	対象経費
最大 30 万円※	10/10	① 原材料費・副資材費 ② 工具器具費 ③ 委託外注費

※この補助は、30万円以内での製作を推奨するものではありません。
可能な範囲で、より良い完成品を目指していただくようお願いします。

e) ビジネスパートナーの委託料負担

公社は以下①及び②の条件を満たした時に、ビジネスパートナーに対して委託料をお支払いします。

- ① 「商品開発計画書策定」の完了を公社が認めたとき 33万円（税込）
- ② 「完成品認定会議」で製品の完成を公社が認めたとき 66万円（税込）

4-3 商品の知的財産権について

商品に関するすべての知的財産権は、商品開発計画策定後、公社からビジネスパートナーへ一定の対価をお支払いすることにより、一時的に公社に移転します。また、その知的財産権は、商品開発期間終了後、製作者に移転します。

ただし、ビジネスパートナーが商品開発計画書策定以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができます。

5. その他本事業に関する事項

5-1 表彰

完成品認定を受けた商品のうち、特に優秀で東京都の伝統工芸品産業振興に資する商品に対し、商品発表会で以下の賞を授与します。商品発表会は令和5年5月以降に開催予定です。

賞金は、製作者に対してお支払いします。

- 東京都知事賞（賞金100万円）
- （公財）東京都中小企業振興公社理事長賞（賞金50万円）
- 優秀賞（賞金30万円）

5-2 商品発表会

支援商品を広く周知するため、商品発表会を行います。詳細は決定次第、通知します。

5-3 伝統工芸品について知りたい方へ

「東京の伝統工芸品」は、現在41品目を東京都知事が指定しています。東京都産業労働局のWebサイト「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」でご紹介していますのでご覧ください。

○東京都 産業労働局「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」(「東京の伝統工芸品」で検索)

<https://dento-tokyo.jp/items/index.html>

5-4 知的財産について相談したい方へ

公社が運営する東京都知的財産総合センターでは、知的財産(特許・意匠・商標・著作権等)に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が対応しています。詳細は東京都知的財産総合センターホームページの「相談について」をご覧ください。

○「相談について」(東京都知的財産総合センターホームページ → 「相談」)

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/consultant/>

5-5 個人情報の取り扱い

応募された個人情報については、本事業の運営の目的に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。(公財)東京都中小企業振興公社「個人情報の保護に関する要綱」(ホームページよりダウンロード可)に基づき取り扱います。

【製作者用】 令和4年度「東京手仕事」プロジェクト 商品開発 参加申込書

I. 参加製作者基本情報

記入例

■代表製作者

社名・屋号【必須】	(有)AOTO SEVEN	氏名【必須】	城 とう子
事業形態【必須】 (該当する方に○)	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人事業主		
伝統工芸品目【必須】	江戸手描提灯		
参加資格要件【必須】 <small>(※応募要領 P.3 「2-1 応募資格【製作者】」に記載の a)～c) の中から選択してください。)</small>	a)	所属組合・団体名【必須】	東京提灯業組合
郵便番号・住所【必須】	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都葛飾区青戸〇-〇-〇		
年齢【必須】	49	職人歴【必須】	29
電話番号【必須】	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	Eメール【必須】	touko@gmail.xxx

■共同製作者 (共同製作者がいる場合のみ記入)

社名・屋号			
氏名			
事業形態 (該当する方に○)	<input type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人事業主		
伝統工芸品目			
参加資格要件		所属組合・団体名	
年齢		職人歴	
電話番号		Eメール	

II. 担当者連絡先情報 (上記以外に連絡担当者がいる場合はご記入ください)

連絡先担当者所属	製品開発担当	連絡先担当者氏名	城 とう太郎
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号[携帯電話]	070-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス	info@iinaaoto.xx.xx		

Ⅲ. 今回の新商品開発にあたっての方針をお聞かせください。

(1) 取り組みたいアイデア・商品がありますか？以下のいずれかに○を記入してください。「ある」に○をされた方は【ある場合の具体的な内容】に取り組みたい内容を記入してください。

ある	ビジネスパートナーから提案してほしい	【ある場合の具体的な内容】	提灯以外の球体に手描きをして、若年層を意識した新たな商品として売りたい。
----	--------------------	---------------	--------------------------------------

(2) 今回商品開発するにあたって、活かしたい伝統工芸技術を教えてください。

球体の形状に合わせて、直線・曲線を美しくかつ自然に描ける江戸手描提灯の技術。

Ⅳ. 過去の商品開発プロジェクトへの参加回数

3 回

Ⅴ. 商品開発終了後の普及促進支援プロジェクト（2年間）への参加希望

はい ・ いいえ

Ⅵ. 応募にあたっての確認事項

応募前に下記 a)～f) を確認しました。 内容確認後、チェックをお願いします。

- a) 応募要領に記載された事項以外について疑義が生じた場合、公社の判断に従います。
- b) 応募者及び応募に関する内容が、以下に該当する場合、支援対象外となることを承諾します。
 - ・ 虚偽のもの
 - ・ 誹謗中傷を含むもの
 - ・ 著作権その他第三者の権利を侵害しているもの
 - ・ 公序良俗その他法令の定め反するもの
 - ・ 反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合
- c) 上記 b) に該当することが支援決定後に判明した場合、支援の取り消しを承諾します。また、その時点で公社が支払い済みの費用等が発生していた場合、返還します。。なお、支援取り消しにより生ずる損害等について、公社は一切の責任を負わないことを承諾します。
- d) 商品開発アドバイザーの助言・指導を受け入れ、開発チームが円滑に事業を推進できるよう努めます。
- e) 提出した書類一式、試作品・完成品は指定の期間、返却されないことを承諾します。
- f) 参加にあたっては応募要領記載の内容にすべて承諾します。

